

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税事務に係る特定個人情報保護評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、地方税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和5年1月4日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の内容 ※	<p>「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」に基づき、県税の賦課徴収に係る事務。</p> <p>1. 課税業務            ・ 納税者からの申告や届出等により、課税情報の登録と管理を行う。            ※対象税目:個人事業税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、不動産取得税、軽油引取税、鉱区税、県たばこ税</p> <p>2. 徴収業務            ・ 課税情報をもとに、納税者へ納付書等を送付、徴収を行う。</p> <p>3. 収納管理業務            ・ 課税および徴収結果の情報をもとに、収納や、還付、充当等を行う。</p> <p>4. 滞納管理業務            ・ 滞納者に対する督促状、催告書の送付や、滞納整理を行う。</p> <p>5. 納税者宛名管理業務            ・ 納税者の特定や、納税者情報の名寄せ等を行う。</p>
③対象人数	[ 30万人以上 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 1,000人未満 <span style="float: right;">2) 1,000人以上1万人未満</span> 3) 1万人以上10万人未満 <span style="float: right;">4) 10万人以上30万人未満</span> 5) 30万人以上

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

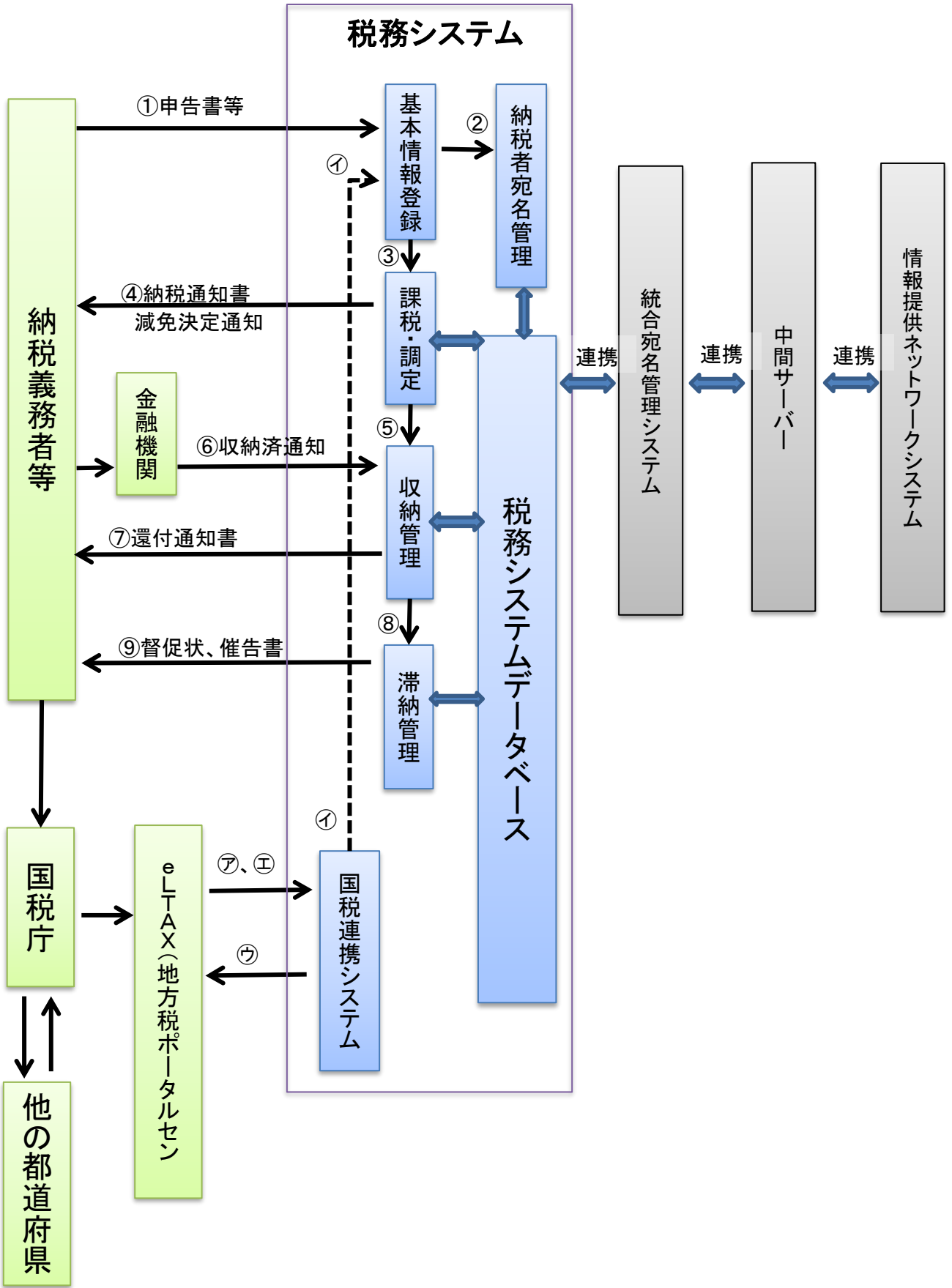
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>1. 課税サブシステム            ・ 申告や届出等のデータを電子化し、賦課や調定などの事務をシステムで行う。            ・ 国税電子データ等(eLTAX、KSK)を取り込む。            ・ 課税情報をもとに、納付書等を発行する。</p> <p>2. 収納管理サブシステム            ・ 収納や、還付、充当などの情報管理をシステムで行う。            ・ 収納情報をもとに、督促状や納税証明書等を発行する。</p> <p>3. 滞納管理サブシステム            ・ 滞納の情報管理をシステムで行う。            ・ 滞納情報をもとに、催告書等を発行する。</p> <p>4. 宛名管理サブシステム            ・ 納税者の基本情報を宛名として登録する。            ・ 宛名情報を名寄せする。</p>
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ○ ] その他 ( 国税連携システム(eLTAX) )

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。</li> <li>・ 業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。</li> <li>・ 業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。</li> <li>・ 業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。</li> <li>・ 機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。</li> </ul> <p>(当該事務では情報照会を行うが、情報提供を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは情報提供が行えないように、アクセス制御を行っている。)</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )									
システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</li> <li>・ 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>・ 特定個人情報を副本として、維持・管理する。</li> <li>・ 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul> <p>(当該事務では情報照会を行うが、情報提供を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは団体内統合宛名システムにおいて情報提供が行えないように、アクセス制御を行っている。中間サーバーに対して情報提供を行えないようになっている。)</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ ] その他 ( )</td> </tr> </table>	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の都道府県サーバ部分について記載します。								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報の更新 <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</li> </ul> </li> <li>都道府県の執行機関への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</li> </ul> </li> <li>本人確認情報の開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</li> </ul> </li> <li>機構への情報照会 <ul style="list-style-type: none"> <li>全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> </ul> </li> <li>本人確認情報検索 <ul style="list-style-type: none"> <li>代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> </ul> </li> <li>本人確認情報整合 <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ul> </li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム5									
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。なお、平成31年4月にeLTAXの運営管理を地方税共同機構が引き継いだ。</li> <li>国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付される。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>国税連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。</li> </ul> </li> <li>団体間回送機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。</li> </ul> </li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
税務システムデータベース	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	事務の正確性、利便性を図り、公正な課税、徴収をおこなうため ・納税義務者の特定 ・県税の減免のための資格情報(障害者、生活保護等)の確認
②実現が期待されるメリット	・個人情報を保持し、納税義務者を特定できることにより、公正な課税、徴収がおこなえる ・県税の減免の申請に対して、障害者や生活保護受給者の確認方法が電子化されることで、証明書類の提示が不要になり、納税者の利便性が向上する
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番28(情報照会)
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	埼玉県総務部税務課
②所属長の役職名	課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

(別添1) 事務の内容



(備考)

埼玉県でおこなっている税務関連事務で、特定個人情報を扱う税目に限定。

※対象税目：個人事業税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、不動産取得税、軽油引取税、鉱区税、県たばこ税

**【事務の手続き】**

- ①納税義務者、もしくは国税庁などの他機関より受け取った申告情報や届出情報を、税務システムへ登録する。
- ②特定個人情報を含む納税義務者の情報は、宛名データとして保存、管理する。
- ③申告情報等をもとに、課税する。
- ④課税の結果から、納税通知書や減免決定通知を作成し、納税義務者に送付する。  
※減免の対象については、障害者情報や生活保護受給者情報で確認を行う。
- ⑤調定情報および通知書発行結果から収納データ(納付時の引当用)を作成する。
- ⑥金融機関等からの収納済通知により、収納データの消込を行う。
- ⑦過誤納により還付がある場合は、還付通知書を納税義務者へ送付し、還付を行う。
- ⑧収納情報より納税がされていない場合は、滞納者としてデータ管理する。
- ⑨滞納者情報をもとに、督促状、または催告書を発行し滞納整理を行う。

**【国税連携システム】**

- ㊦国税庁から地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。
- ㊧所得税申告書等データの照会、印刷、ダウンロード等の業務を行う。
- ㊨他の都道府県に対して、所得税申告書等データを団体間回送する。
- ㊩他の都道府県から団体間回送により、所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベース	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、もしくは調査前に納税義務者と思われる者
その必要性	事務の正確性、利便性を図り、公正な課税、徴収に係る事務をおこなうため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1 識別情報：個人番号や内部識別番号を利用し、納税義務者を正確に特定する。 2 連絡先等情報：通知書等の送付や、調査等の目的で連絡を行う。 3 国税関係情報：所得税情報を元に個人事業税の賦課を行う。 4 地方税関係情報：課税および減免などを行う。 5 障害者福祉関係情報：障害者に対する減免を決定する。 6 生活保護・社会関係情報：生活保護受給者に対する減免を決定する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	埼玉県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 総合リハビリテーションセンター ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁(税務署) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の都道府県、市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→国税連携システム(eLTAX) )	
③入手の時期・頻度	<p>【本人または本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告及び届出時「申請等を受け付けた都度」</li> <li>・ 納税者の特定時「事務上、納税者の特定が必要な都度」</li> </ul> <p>【国税庁、他の都道府県からの(国税連携システムによる)入手】</p> <p>国税当局に提出される個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタを通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税庁に提出され、日次で国税庁から国税連携システム(eLTAX)により入手する。</p>	
④入手に係る妥当性	<p>【本人または本人の代理人からの入手】</p> <p>課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。</p> <p>【国税庁、他の都道府県からの(国税連携システムによる)入手】</p> <p>地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。</p>	
⑤本人への明示	<p>【本人または本人の代理人からの入手】</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。</p> <p>【国税庁、他の都道府県からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】</p> <p>地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。</p>	
⑥使用目的 ※	<p>地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、特定個人情報を利用する。</p>	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	埼玉県総務部税務課、各県税事務所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>

⑧使用方法 ※		1 課税事務 ・ 申告及び届出等による情報や国税連携システム(eLTAX)を通じて入手した所得税申告書等データから課税事務に使用する。 2 収納管理事務 ・ 課税情報や納税情報等から収納、還付、充当などの収納事務に使用する。 3 滞納管理事務 ・ 賦課された税金に対して納付額が不足するものについては滞納整理を行うために使用する。 4 宛名管理事務 ・ 納税義務者へ通知や連絡する際の、最新の宛名を管理するために使用する。
	情報の突合 ※	1 申告の内容と宛名情報を突合し、正確な課税事務を行う。 (確認事項) 国税データの個人番号と共通宛名で管理している個人番号 2 宛名登録の事務で、これから登録する個人番号が既に登録されていないか確認する。 (確認事項) 画面入力された個人番号と共通宛名で管理している個人番号
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析はおこなわない
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	県税の賦課決定・賦課更正
⑨使用開始日		平成28年1月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない ( 4 ) 件
委託事項1		埼玉県税務システム運用管理業務
①委託内容		税務システム、地方税電子申告システム、国税連携システム及び軽油流通情報管理システムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び軽微な仕様変更等に関する委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満
対象となる本人の範囲 ※		県税に係る納税者及び課税調査対象者
その妥当性		税務システム運用管理業務については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 端末による直接操作 )
⑤委託先名の確認方法		埼玉県報にて告示している。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	承諾書による
	⑨再委託事項	システム運用業務、システム管理業務及び支援準備業務の一部

委託事項2～5		
委託事項2	埼玉県税務システム機能保守等業務委託	
①委託内容	税務システムの管理保守(稼働状況監視、障害対応)及び機能改善(ハードウェア構成・ソフトウェア変更への対応、緊急の軽微なプログラム修正等)に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>	
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>	
	対象となる本人の範囲 ※ 県税に係る納税者及び課税調査対象者	
	その妥当性 税務システム機能保守等業務については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 端末による直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法	埼玉県報にて告示している	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項3</b>		自動車税コールセンター運營業務
①委託内容		自動車税コールセンターを設置し、県民からの問合せへの応答業務と、滞納者への催告業務の一部を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る納税者
	その妥当性	自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する県民からの問合せへの応答業務と、滞納者への催告業務の一部を委託しており、自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 端末による直接操作 )
⑤委託先名の確認方法		埼玉県報にて告示している。
⑥委託先名		日本トータルテレマーケティング株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項4</b>		県税窓口業務	
①委託内容		県税窓口における案内業務や納税証明書発行などの受付業務を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者	
	その妥当性	県税窓口における案内業務や納税証明書発行などの受付業務を委託しており、県税の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 端末による直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法		埼玉県報にて告示している。	
⑥委託先名		株式会社 アイヴィジット	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項5</b>			
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人事業税の賦課及び徴収
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税の申告書情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者(他の都道府県に課税権があるもの)
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム(eLTAX)→LGWAN→地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN )
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	





(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)宛名管理・個人番号管理データ(23項目)

宛名番号,履歴番号,現時フラグ,個人番号,真正性確認区分,個人番号無効フラグ,個人番号未設定リスト作成年月日,個人番号登録処理区分,個人番号登録年月日,統合宛名登録済個人番号,統合宛名登録要求年月日,統合宛名変更要求年月日,備考1,備考2,備考3,個人番号初期登録県税,個人番号初期登録ユーザID,個人番号初期登録日時,個人番号更新県税,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(2)個人事業税・確定申告書データ(233項目)

個人番号,登録年月日,シーケンス番号,エラーフラグ,エラー項目名称,エラーコード,マスタ取込年月日,複数帳票フラグ,データ区分,ファイル種別,送信先地方自治体コード,送付先判別コード,国税部内使用コード,1月1日(賦課期日)地方自治体コード,申告区分,確定申告書区分,課税異動事由コード,取込区分,異動年月日,局署番号,整理番号,バッチ番号,受付番号,連絡データ作成年月日,団体確認用コード,台帳番号,管轄県税事務所コード,入力区分,団体任意検索キー1,団体任意検索キー2,団体任意検索キー3,団体任意検索キー4,団体任意検索キー5,IT部 税務署名,IT部 所得年,IT部 提出年月日,IT部 利用者識別番号,IT部 所得税番号,IT部 郵便番号,IT部 納税者住所,IT部 納税者氏名(カナ),IT部 納税者氏名(漢字),IT部 納税者電話番号,IT部 申告の種類,IT部 性別,IT部 職業欄,IT部 屋号漢字,IT部 生年月日,IT部 正確事実発生年月日,IT部 更正・決定,IT部 第2表の有無,第一表 納税地区分,第一表 1月1日の住所,第一表 種類 青色,第一表 種類 分離,第一表 種類 損失,第一表 種類 修正,第一表 営業等収入額,第一表 農業収入金額,第一表 不動産収入額,第一表 利子収入金額,第一表 配当収入金額,第一表 給与収入額,第一表 雑収入 公的年金等金額,第一表 雑収入 その他金額,第一表 総合譲渡短期収入金額,第一表 総合譲渡長期収入金額,第一表 一時収入金額,第一表 営業所得額 特例表示,第一表 営業所得額,第一表 農業所得額 特例表示,第一表 農業所得額,第一表 不動産所得額 特例表示,第一表 不動産所得額,第一表 利子所得額,第一表 配当所得額,第一表 給与所得額,第一表 雑所得額 特例表示,第一表 雑所得額,第一表 総合譲渡 一時額,第一表 総所得金額,第一表 雑損控除金額,第一表 配偶者控除金額,第一表 合計控除金額,第一表 課税される所得金額,第一表 国税課税額,第一表 専従者控除額,第一表 青色申告特別控除額,第一表 繰越損失控除額,第一表 申告納税額の増加金額,第一表 第3期分の税額の増加金額,第二表 所得の種類1,第二表 所得の種類2,第二表 所得の種類3,第二表 所得の種類4,第二表 所得の種類5,第二表 所得の種類6,第二表 所得の種目 場所1,第二表 所得の種目 場所2,第二表 所得の種目 場所3,第二表 所得の種目 場所4,第二表 所得の種目 場所5,第二表 所得の種目 場所6,第二表 所得の収入金額1,第二表 所得の収入金額2,第二表 所得の収入金額3,第二表 所得の収入金額4,第二表 所得の収入金額5,第二表 所得の収入金額6,第二表 社会保険の種類1,第二表 社会保険の種類2,第二表 社会保険の種類3,第二表 社会保険の種類1保険料,第二表 社会保険の種類2保険料,第二表 社会保険の種類3保険料,第二表 掛金の種類1,第二表 掛金の種類2,第二表 掛金の種類3,第二表 掛金の種類1支払金額,第二表 掛金の種類2支払金額,第二表 掛金の種類3支払金額,第二表 専従者1氏名,第二表 専従者2氏名,第二表 専従者3氏名,第二表 専従者1生年月日,第二表 専従者2生年月日,第二表 専従者3生年月日,第二表 専従者1続柄,第二表 専従者2続柄,第二表 専従者3続柄,第二表 専従者1従事月数 内容,第二表 専従者2従事月数 内容,第二表 専従者3従事月数 内容,第二表 専従者1控除給与額,第二表 専従者2控除給与額,第二表 専従者3控除給与額,第二表 専従者控除給与額の合計,第二表 特例適用条文等,第二表 配当等所得の種類1,第二表 配当等所得の種類2,第二表 配当等所得の種類3,第二表 配当等所得の種類4,第二表 配当等所得の種目等1,第二表 配当等所得の種目等2,第二表 配当等所得の種目等3,第二表 配当等所得の種目等4,第二表 配当等の収入金額1,第二表 配当等の収入金額2,第二表 配当等の収入金額3,第二表 配当等の収入金額4,第二表 配当等の必要経費1,第二表 配当等の必要経費2,第二表 配当等の必要経費3,第二表 配当等の必要経費4,第二表 配当等の差引金額1,第二表 配当等の差引金額2,第二表 配当等の差引金額3,第二表 配当等の差引金額4,第二表 控除対象配偶者の氏名,第二表 控除対象配偶者の給与額,第二表 非課税所得の番号,第二表 非課税所得金額,第二表 事 不通算の所得金額,第二表 事 不青控除の控除額,第二表 事 譲渡損の損失額,第二表 前年中の開廃業,第二表 前年中の開廃業年月日,第二表 他県の事務所有無,第二表 税理士氏名,第二表 税理士電話番号,第四表 経常所得金額,第四表 青色申告者の損失の金額,第四表 居住通算後譲渡損失額,第四表 変動所得の損失額,第四表 山林被災事業損失額,第四表 山林以外被災事業損失額,第五表 修正前の営業等所得金額 特例表示,第五表 修正前の営業等所得金額,第五表 修正前の不動産所得金額 特例表示,第五表 修正前の不動産所得金額,第五表 修正前の利子所得金額,第五表 修正前の配当所得金額,第五表 修正前の給与所得金額,第五表 修正前の雑所得金額 特例表示,第五表 修正前の雑所得金額,第五表 修正前の総合譲渡 一時所得金額,第五表 修正前の所得金額の合計,第五表 修正前の所得種類1,第五表 修正前の所得種類2,第五表 修正前の種類1所得金額,第五表 修正前の種類2所得金額,第五表 異動 所得種類1,第五表 異動 所得種類2,第五表 異動 種目1,第五表 異動 種目2,第五表 異動 収入金額1,第五表 異動 収入金額2,第五表 異動 必要経費1,第五表 異動 必要経費2,第五表 異動 異動の理由,第五表 異動 専従者の氏名1,第五表 異動 専従者の氏名2,第五表 異動 専従者の控除異動前1,第五表 異動 専従者の控除異動前2,第五表 異動 専従者の控除異動後1,第五表 異動 専従者の控除異動後2,第五表 異動 所得控除の種類1,第五表 異動 所得控除の種類2,第五表 異動 所得控除の種類3,第五表 異動 所得控除金額1,第五表 異動 所得控除金額2,第五表 異動 所得控除金額3,第五表 異動 所得控除の異動の理由1,第五表 異動 所得控除の異動の理由2,第五表 異動 所得控除の異動の理由3,第五表 異動 税額控除等の種類1,第五表 異動 税額控除等の種類2,第五表 異動 税額控除額等1,第五表 異動 税額控除額等2,第五表 異動 税額控除等の異動の理由1,第五表 異動 税額控除等の異動の理由2,第五表 異動 非課税所得番号,第五表 異動 非課税所得額,第五表 異動 不通算の所得金額,第五表 異動 不青控除の控除額,第五表 異動 譲渡損の損失額,第五表 異動 事業異動の理由,第五表 異動 第5表 税理士氏名,第五表 異動 税理士電話番号,受信ファイル名,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3)個人事業税・申告書データ(233項目)

個人番号,利用者識別番号,所得年度,履歴番号,データ送信年月日,所得税番号,納税番号,課税異動事由コード,県税事務所コード,確定申告書区分,送信先判別コード,納税地住所コード,賦課期日住所コード,事業所所在の住所コード,個人事業税対象フラグ,受付番号,異動年月日,台帳番号,ヘッダの生年月日,年分,第2表の有無,入力区分,バッチ番号,取込区分,正確事実発生日,申告区分,申告書状態区分,税務署名,申告の種類,申告書登録年月日,課税審査取込年月日,受付年月日,種類\_青色,種類\_分離,種類\_損失,種類\_修正,氏名(カナ),氏名(漢字),性別,郵便番号,納税地区分,住所,1月1日の住所,職業欄,屋号漢字,生年月日,電話番号,営業等収入額,農業収入金額,不動産収入額,利子収入金額,配当収入金額,給与収入額,雑収入\_公的年金等金額,雑収入\_その他金額,総合譲渡短期収入金額,総合譲渡長期収入金額,一時収入金額,営業所得額\_特例表示,営業所得額\_農業所得額\_特例表示,農業所得額\_不動産所得額\_特例表示,不動産所得額,利子所得額,配当所得額,給与所得額,雑所得額\_特例表示,雑所得額,総合譲渡\_一時額,総所得金額,雑損控除金額,配偶者控除金額,合計控除金額,課税される所得金額,国税課税額,専従者控除額,青色申告特別控除額,繰越損失控除額,申告納税額の増加金額,第3期分の税額の増加金額,事業専従者情報の有無,配当所得\_雑所得の有無,控除対象配偶者の有無,非課税所得の有無,事\_不通算の有無,事\_不青控除の有無,事\_譲渡損の有無,所得の種類1,所得の種類2,所得の種類3,所得の種類4,所得の種類5,所得の種類6,所得の種目\_場所1,所得の種目\_場所2,所得の種目\_場所3,所得の種目\_場所4,所得の種目\_場所5,所得の種目\_場所6,所得の収入金額1,所得の収入金額2,所得の収入金額3,所得の収入金額4,所得の収入金額5,所得の収入金額6,社会保険の種類1,社会保険の種類2,社会保険の種類3,社会保険の種類1保険料,社会保険の種類2保険料,社会保険の種類3保険料,掛金の種類1,掛金の種類2,掛金の種類3,掛金の種類1支払金額,掛金の種類2支払金額,掛金の種類3支払金額,専従者1氏名,専従者2氏名,専従者3氏名,専従者1生年月日,専従者2生年月日,専従者3生年月日,専従者1続柄,専従者2続柄,専従者3続柄,専従者1従事月数\_内容,専従者2従事月数\_内容,専従者3従事月数\_内容,専従者1控除給与額,専従者2控除給与額,専従者3控除給与額,専従者控除給与額の合計,特例適用条文等,配当等所得の種類1,配当等所得の種類2,配当等所得の種類3,配当等所得の種類4,配当等所得の種目等1,配当等所得の種目等2,配当等所得の種目等3,配当等所得の種目等4,配当等の収入金額1,配当等の収入金額2,配当等の収入金額3,配当等の収入金額4,配当等の必要経費1,配当等の必要経費2,配当等の必要経費3,配当等の必要経費4,配当等の差引金額1,配当等の差引金額2,配当等の差引金額3,配当等の差引金額4,控除対象配偶者の氏名,控除対象配偶者の給与額,非課税所得の番号,非課税所得金額,事\_不通算の所得金額,事\_不青控除の控除額,事\_譲渡損の損失額,前年中の開廃業,前年中の開廃業年月日,他県の事務所有無,税理士氏名,税理士電話番号,第4表\_経常所得金額,第4表\_青色申告者の損失の金額,第4表\_居住通算後譲渡損失額,第4表\_変動所得の損失額,第4表\_山林被災事業損失額,第4表\_山林以外被災事業損失額,第5表\_修正前の営業等所得金額\_特例表示,第5表\_修正前の営業等所得金額,第5表\_修正前の不動産所得金額\_特例表示,第5表\_修正前の不動産所得金額,第5表\_修正前の利子所得金額,第5表\_修正前の配当所得金額,第5表\_修正前の給与所得金額,第5表\_修正前の雑所得金額\_特例表示,第5表\_修正前の雑所得金額,第5表\_修正前の総合譲渡\_一時所得金額,第5表\_修正前の所得金額の合計,第5表\_修正前の所得種類1,第5表\_修正前の所得種類2,第5表\_修正前の種類1所得金額,第5表\_修正前の種類2所得金額,第5表異動\_所得種類1,第5表異動\_所得種類2,第5表異動\_種目1,第5表異動\_種目2,第5表異動\_収入金額1,第5表異動\_収入金額2,第5表異動\_必要経費1,第5表異動\_必要経費2,第5表異動\_異動の理由,第5表異動\_専従者の氏名1,第5表異動\_専従者の氏名2,第5表異動\_専従者の控除異動前1,第5表異動\_専従者の控除異動前2,第5表異動\_専従者の控除異動後1,第5表異動\_専従者の控除異動後2,第5表異動\_所得控除の種類1,第5表異動\_所得控除の種類2,第5表異動\_所得控除の種類3,第5表異動\_所得控除金額1,第5表異動\_所得控除金額2,第5表異動\_所得控除金額3,第5表異動\_所得控除の異動の理由1,第5表異動\_所得控除の異動の理由2,第5表異動\_所得控除の異動の理由3,第5表異動\_税額控除等の種類1,第5表異動\_税額控除等の種類2,第5表異動\_税額控除額等1,第5表異動\_税額控除額等2,第5表異動\_税額控除等の異動の理由1,第5表異動\_税額控除等の異動の理由2,第5表異動\_非課税所得番号,第5表異動\_非課税所得額,第5表異動\_不通算の所得金額,第5表異動\_不青控除の控除額,第5表異動\_譲渡損の損失額,第5表異動\_異動の理由,第5表\_税理士氏名,第5表\_税理士電話番号,検索用漢字氏名,検索用カナ氏名,受信ファイル名,次葉有無,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(4)自動車二税・申告書データ(65項目)

マイナンバー(個人番号),初期登録番号,ファイル日付,同日連番,申告データ区分,変換前登録番号,登録番号,登録年月日,納期限,申請年月日,徴収区分,修正申告区分,申告区分,取得原因コード,自動車税課税区分,取得税課税区分,初度登録年月,納税義務者地番方書,納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,納税義務者住所方書,納税義務者氏名\_漢字,納税義務者氏名\_カナ,納税義務者住所漢字,納税義務者郵便番号,申告書用途コード,類別区分番号,種別コード,営自区分,車名,車台番号,燃料の種類,所有形態コード,取得税車両本体価格,取得税付加物額,取得税課税標準額,取得税税額,取得税税率,取得税低燃費車特例区分,取得税低公害車特例区分,自動車税年税額,自動車税月数,自動車税税額,グリーン化特例コード,税額合計,自動車税事務所コード,警察署コード,古物商許可番号,付加物内訳品名,付加物内訳価額,ハスラー金額,申告書チェックフラグ,身障減免区分コード,減免申請年月日,自動車取得税の課税額,取得税の減免額,減免後の取得税額,自動車税の減免額,減額後の自動車税額,自動車税の課税額,非課免コード,時限的軽減措置区分,申告書のみフラグ,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(5)自動車二税・基本マスタ更新データ(251項目)

マイナンバー(個人番号),初期登録番号,初期申請年月日,処理年月日,処理時刻,登録番号,申請年月日,業務種別コード,分配県外移転区分,支局等コード\_A,区分\_A,分類番号\_A,カナ文字\_A,一連番号\_A,予備\_A,支局等コード\_B,区分\_B,分類番号\_B,カナ文字\_B,一連番号\_B,予備\_B,車台番号,車台番号A,車台番号B,車検有効期限,初度登録年月,用途コード,用途コードA,用途コードB,型式指定番号,類別区分番号,形状コード,定員区分コード,定員1,定員2,排気種別コード,排気量,積載量1,積載量2,車両重量,車両総重量1,車両総重量2,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料コード,塗色コード,排出ガス適合コード,型式コード,型式番号,識別コード,原動機型式,車名コード,車名,メーカーコード,所有者コード,所有者コード,使用者欄,使用の本拠住所コード,総務省,使用者都道府県,総務省,使用者市区町村,総務省,使用者大字通称名,総務省,使用者字名丁目,総務省,使用の本拠住所番地等,所有者都道府県,総務省,所有者市区町村,総務省,所有者大字通称名,総務省,所有者字名丁目,総務省,所有者住所番地等,使用者氏名漢字桁数,使用者氏名\_漢字,使用者住所漢字桁数,使用者住所漢字,使用者都道府県,国交省,使用者市区町村,国交省,使用者小字,国交省,使用者住所番地等,所有者氏名漢字桁数,所有者氏名\_漢字,所有者住所漢字桁数,所有者住所漢字,所有者都道府県,国交省,所有者市区町村,国交省,所有者町大字,国交省,所有者小字,国交省,使用の本拠住所コード,国交省,使用の本拠住所漢字桁数,使用の本拠住所漢字,更新ビットA1,更新ビットA2,更新ビットA3,更新ビットA4,更新ビットA5,更新ビットA6,更新ビットA7,更新ビットA8,更新ビットB1,更新ビットB2,更新ビットB3,更新ビットB4,更新ビットB5,更新ビットB6,更新ビットB7,更新ビットB8,更新ビットC1,更新ビットC2,更新ビットC3,更新ビットC4,更新ビットC5,更新ビットC6,更新ビットC7,更新ビットC8,更新ビットD1,更新ビットD2,更新ビットD3,更新ビットD4,更新ビットD5,更新ビットD6,更新ビットD7,更新ビットD8,状態ビットA1,状態ビットA2,状態ビットA3,状態ビットA4,状態ビットA5,状態ビットA6,状態ビットA7,状態ビットA8,状態ビットB1,状態ビットB2,状態ビットB3,状態ビットB4,状態ビットB5,状態ビットB6,状態ビットB7,状態ビットB8,状態ビットC1,状態ビットC2,状態ビットC3,状態ビットC4,状態ビットC5,状態ビットC6,状態ビットC7,状態ビットC8,状態ビットD1,状態ビットD2,状態ビットD3,状態ビットD4,状態ビットD5,状態ビットD6,状態ビットD7,状態ビットD8,状態ビットE1,状態ビットE2,状態ビットE3,状態ビットE4,状態ビットE5,状態ビットE6,状態ビットE7,状態ビットE8,状態ビットF1,状態ビットF2,状態ビットF3,状態ビットF4,状態ビットF5,状態ビットF6,状態ビットF7,状態ビットF8,状態ビットG1,状態ビットG2,状態ビットG3,状態ビットG4,状態ビットG5,状態ビットG6,状態ビットG7,状態ビットG8,グリーン化税制軽減対象区分,送付先登録番号,送付先車台番号,取込済フラグ,税率コード,税率コード連番,算定用税率コード,自動車税年税額,分配,初期登録番号\_申告書,ファイル日付,同日連番,申告データ区分,登録番号\_申告書,登録年月日,納期限,申請年月日\_申告書,徴収区分,申告区分,取得原因コード,自動車税課税区分,取得税課税区分,初度登録年月\_申告書,納税義務者地番方書,納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,納税義務者住所方書,納税義務者氏名\_漢字,納税義務者氏名\_カナ,納税義務者住所漢字,納税義務者郵便番号,申告書用途コード,類別区分番号\_申告書,種別コード,営自区分,車名\_申告書,車台番号\_申告書,燃料の種類,所有形態コード,取得税車両本体価格,取得税付加物額,取得税課税標準額,取得税税額,取得税税率,取得税低燃費車特例区分,取得税低公害車特例区分,自動車税年税額,自動車税月数,自動車税税額,グリーン化特例コード,税額合計,自動車税事務所コード,警察署コード,古物商許可番号,付加物内訳品名,付加物内訳価額,ハスラー金額,申告書チェックフラグ,身障減免区分コード,減免申請年月日,自動車取得税の課税額,取得税の減免額,減免後の取得税額,自動車税の減免額,減額後の自動車税額,自動車税の課税額,非課税コード,時限的軽減措置区分,エラーフラグ,データ設定区分,課税宛名番号,送付先宛名番号,登録連番,作成年月日,更新年月日,ユーザID

(6)不動産取得税・承継エントリデータ(112項目)

整理番号,物件種類コード,取得事由コード,取込区分コード,取込日付,県税事務所コード,データ状態コード,保留区分コード(不動産),審査状態コード,担当者ID,同時取得番号,審査番号,納税番号,課税失格-非課税理由コード,税額自動計算モード,帳票番号,法務局コード,合算状態コード,合算親整理番号,合算子データ数,登記受付年月日,登記簿受付番号,取得年月日,収集年月日,氏名/名称(漢字),氏名/名称(カナ),郵便番号,住所コード,住所(漢字),番地/方書(漢字),登記時氏名/名称(漢字),登記時郵便番号,登記時住所コード,登記時住所(漢字),登記時番地/方書(漢字),法人/個人区分,前後区分コード,組織分類,業者番号,宛名番号,共有者数,他の共有者数(文字列),明細数,代表明細番号,地目種類,地積床面積,免許税敷地,免許税建物,免許税計,土地筆数合計,土地棟数合計,他筆棟数,新築年月日,取得家屋区分コード,農地法適用コード,農地法適用転用コード,適用日付,住宅用家屋証明種類コード,新耐震基準適合証明有無フラグ,長期優良認定住宅フラグ,納税者-物件同一住所コード,マンション名,1階部分床面積(補足),2階部分床面積(補足),3階以上部分床面積(補足),床面積合計(補足),住宅新築年月日,住宅取得年月日,義務者氏名,義務者住所,前所有番地/方書(漢字),当初調定日付,備考,個票印刷フラグ,失格/非課税確定日,フォーマットチェックエラーコード,審査完了日,参照-氏名/名称(漢字),参照-氏名/名称(カナ),予告文書印刷(不要)フラグ,家屋区分(住宅以外)コード,1階部分床面積(住外),2階部分床面積(住外),3階以上部分床面積(住外),家屋新築年月日,家屋取得年月日,相続人氏名/名称(漢字),相続人氏名/名称(カナ),相続人郵便番号,相続人住所コード,相続人住所(漢字),相続人番地/方書(漢字),相続人法人/個人区分,相続人前後区分コード,相続人組織分類,相続人肩書,承継人肩書,相続人併記フラグ,相続人宛名番号,悠憑文書作成月,悠憑文書回答日,家屋完成予定月,課税保留コード,予備フラグ1,予備フラグ2,予備フラグ3,予備フラグ4,予備フラグ5,マイナンバー(個人番号),作成年月日,更新年月日,ユーザID

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(7)不動産取得税・原始家屋エンリデータ(178項目)

整理番号,物件種類コード,取得事由コード,取込区分コード,取込日付,県税事務所コード,データ状態コード,保留区分コード(不動産),審査状態コード,担当者ID,同時取得番号,審査番号,納税番号,課税失格-非課税理由コード,税額自動計算モード,名寄せコード,合算状態コード,合算親整理番号,合算子データ数,登記受付年月日,登記受付番号,取得年月日,建築年月日,氏名/名称(漢字),氏名/名称(カナ),郵便番号,住所コード,住所(漢字),番地/方書(漢字),登記時氏名/名称(漢字),登記時氏名/名称(カナ),登記時郵便番号,登記時住所コード,登記時住所(漢字),登記時番地/方書(漢字),法人/個人区分,前後区分コード,組織分類,業者番号,宛名番号,共有者数,他の共有者数(漢字),物件番号,市町村コード,所在地(漢字),所在地番(漢字),所在地補足,その他棟数,他筆棟数,登記家屋番号,原始家屋用途コード,原始家屋構造コード,原始家屋屋根構造コード,地目種類,階層地上,階層地下,世帯数,登記延床面積,現況延床面積,現況1階床面積,現況1階外床面積,現況住宅部分面積,現況住宅以外面積,既存住宅部分所有者(漢字),既存住宅面積,既存住宅建築年月日,固定資産税非課税コード,固定資産課税台帳価額,不動産取得税用価額,経年減点補正率,一点当価額,評価替,再建築費評点数フラグ,再建築費評点数,不動産取得税評価額フラグ,不動産取得税評価額,住宅部分価額,住宅以外部分価額,減価後1㎡当評価額,長期優良認定住宅フラグ,原始家屋既存住宅特例控除コード,原始家屋貸室占有区分コード,付帯設備フラグ,当初調定日付,備考,共同住宅戸数,全戸同面積フラグ,㎡当価額,サービス付き高齢者住宅フラグ,タイプA面積,タイプA価額,タイプA戸数,タイプA按分後面積,タイプA控除額,タイプA貸室フラグ,タイプB面積,タイプB価額,タイプB戸数,タイプB按分後面積,タイプB控除額,タイプB貸室フラグ,タイプC面積,タイプC価額,タイプC戸数,タイプC按分後面積,タイプC控除額,タイプC貸室フラグ,タイプD面積,タイプD価額,タイプD戸数,タイプD按分後面積,タイプD控除額,タイプD貸室フラグ,タイプE面積,タイプE価額,タイプE戸数,タイプE按分後面積,タイプE控除額,タイプE貸室フラグ,タイプF面積,タイプF価額,タイプF戸数,タイプF按分後面積,タイプF控除額,タイプF貸室フラグ,タイプG面積,タイプG価額,タイプG戸数,タイプG按分後面積,タイプG控除額,タイプG貸室フラグ,タイプH面積,タイプH価額,タイプH戸数,タイプH按分後面積,タイプH控除額,タイプH貸室フラグ,タイプI面積,タイプI価額,タイプI戸数,タイプI按分後面積,タイプI控除額,タイプI貸室フラグ,タイプJ面積,タイプJ価額,タイプJ戸数,タイプJ按分後面積,タイプJ控除額,タイプJ貸室フラグ,個票印刷フラグ,失格/非課税確定日,フォーマットチェックエラーコード,審査完了日,参照-氏名/名称(漢字),参照-氏名/名称(カナ),予告文書印刷(不要)フラグ,相続人氏名/名称(漢字),相続人氏名/名称(カナ),相続人郵便番号,相続人住所コード,相続人住所(漢字),相続人番地/方書(漢字),相続人法人/個人区分,相続人前後区分コード,相続人組織分類,相続人肩書,承継人肩書,相続人併記フラグ,相続人宛名番号,予備フラグ1,予備フラグ2,予備フラグ3,予備フラグ4,予備フラグ5,マイナンバー(個人番号),作成年月日,更新年月日,ユーザID

(8)県たばこ税・手持品販売業者名簿データ(21項目)

税務署番号,整理番号,販売店名,住所コード,納税者住所,納税者番地,法人個人区分,組織分類,前後区分,納税者氏名漢字,納税者氏名カナ,販売店郵便番号,販売店電話番号,課税宛名番号,共通宛名番号,施工年月,削除フラグ,マイナンバー(個人番号),作成年月日,更新年月日,ユーザID

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベース ①本人又は本人代理人からの入手 ②地方公共団体情報システム機構からの入手 ③国税庁からの入手 ④市町村からの入手 ⑤国税連携システム(eLTAX)からの入手	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①地方税法に基づいて提出される申告書は、納税者本人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。 ②番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。 ③国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第9号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。 ④市町村からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第2項に基づき、市町村より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われない。 ⑤国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ※ 他都道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他都道府県に回送する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	①納税者等が地方税法の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ②地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。 ③国税庁からは、必要な情報しか提供されない。 ④市町村からは、必要な情報しか提供されない。 ⑤国税連携システムでは、法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ②③④特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁、市町村は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ⑤国税連携データ受信サーバには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。</li> <li>代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合には、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。</li> </ul> <p>②③④⑤ 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は①と同様である。)</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。</li> <li>代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合には、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。</li> </ul> <p>②③④⑤ 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は①と同様である。)</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法等に基づいて当県に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。</li> <li>税務基幹システムでは、これらの申告書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査に活用しているところである。</li> <li>なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</li> </ul> <p>②③④ 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁、市町村に委ねられる。</p> <p>⑤国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容

①  
 ・ 県税事務所等に来所する場合は、窓口で対面にて收受する。  
 ・ 郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、県税事務所に送付する旨を、本県ホームページにて案内する。

②  
 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構からの入手は、本県と入手元のみをつないだ専用線を用いて行う。

③④  
 特定個人情報の入手元である国税庁、市町村から書面で入手する場合は、施錠できるケースに入れて行い、運搬の際は、紛失しないよう細心の注意をもって行う。

⑤  
 特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。

リスクへの対策は十分か

[ 十分である ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れている 2) 十分である  
 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存し、事務を超えた紐付けは一切行わない仕組みとしている。</li> <li>各事務が情報提供のために統合宛名システムに登録した情報については、照会者元の事務から参照可能な情報のみを参照できるようアクセス制限を行う。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務システムには、税務に関係ない情報を保有しない。</li> <li>職員はユーザIDによるユーザ認証により担当の税目以外の情報を参照できない。</li> <li>税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>ID及びパスワードについては、他人に知られることがない方法で管理するよう徹底している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>ID/パスワードの発行管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス権限と業務の対応表を作成する。</li> <li>申請に対して、対応表により業務に対応したアクセス権限を確認し、アクセス権限を付与する。</li> </ul> </li> <li>失効管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。</li> </ul> </li> </ol>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び操作ログの記録を行う。</li> <li>システムを操作したログをサーバーに記録し、定期的に担当者がログの分析・確認をしている。その結果は管理責任者へ報告している。</li> <li>バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>職員に対しては、セキュリティに関する研修を行っていく。</li> <li>委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> <li>税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。</li> <li>・ 所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</li> <li>・ 委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>・ 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> <li>・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</li> <li>・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事業者を選定する際、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを条件にしているほか、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行っている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。</li> <li>委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。</li> <li>税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ID及びパスワードによりユーザ認証を行い、委託業者のアクセス記録のログを保管しており、必要に応じ当該ログを確認することができる。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は埼玉県の手引又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供をしてはならない。また、委託先は埼玉県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用保守委託に関しては、仕様書にて委託業務履行場所を埼玉県庁舎内税務課分室に限定し、外部への持ち出しを禁止している。</li> <li>受託業者は、本件業務を行うため取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、提供、業務作業場所以外への持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承認を受けたときは、この限りではない。</li> <li>委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>受託業者は、資料等及び作業中のデータをその貸与目的を達したとき又は契約終了時に返却又は破壊しなければならない。複製物及び貸与された資料をもとに変更したのも同様とする。</li> <li>受託業者は、資料等を埼玉県の承認を得て破壊した場合、確実に破壊した旨の証明を書面で埼玉県に提出しなければならない。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                                      2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含む全ての機密情報に対して以下のことを仕様書に定める情報セキュリティ特記事項上に明記している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務上知り得た機密情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。</li> <li>承諾を得てその取り扱う機密情報を第三者に提供する場合において、協議の上、その取り扱う機密情報の提供を受ける者に対し、提供に係る機密情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の機密情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。</li> <li>取り扱う機密情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機密情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。</li> <li>特定個人情報を含む機密情報の取扱状況について、発注者が必要に応じて報告を求め、実地に調査を行えることとしている。</li> </ul>	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・ 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	・ 税務システムでは、通常はマスク機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・ 税務システムでは、通常はマスク機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたくうえで利用している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報（所得税申告書等データ）の提供を行う。</li> <li>・ その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</li> <li>・ なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。</li> <li>・ 国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【税務システムの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ログインした職員の所属によって照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じてのみ情報照会を行うことで、情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができる。</li> <li>・ なりすましにより、異なる職員が不正に情報照会を行うことがないよう、統合宛名システムのID及びパスワードについて、組織及び個人として適切な管理を行っている。</li> </ul> <p>【統合宛名システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</li> <li>・ 情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。</li> </ul> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【統合宛名システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合宛名システムと中間サーバー・プラットフォームとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークシステム(総合行政ネットワーク等)を利用し、また通信内容を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークシステム(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul> <p>【中間サーバーの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

**リスク3: 入手した特定個人情報がお互いに不正確であるリスク**

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><b>【税務システムの運用における措置】</b>                  ・ 入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p><b>【統合宛名システムにおける措置】</b>                  ・ 中間サーバーより、団体内統合宛名番号に紐付けられた特定個人情報を入手するため、正確な対象者に係る特定個人情報を入手することができる。</p> <p><b>【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】</b>                  ・ 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

**リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク**

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><b>【統合宛名システムにおける措置】</b>                  ・ 中間サーバーとの接続にあたっては通信内容の暗号化を行い、入手の際の特定個人情報の漏えいを防止している。                  ・ 情報提供ネットワークシステムを試用して取得した情報照会結果については、原則的にシステムに保存しない仕組みとし、漏えいを防止している。                  ・ 統合宛名システムでは、ログイン・ログアウトを実施した利用者、時刻、操作内容等の記録を実施し、職員による意図的な漏えいを抑止する仕組みとしている。</p> <p><b>【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】</b>                  ・ 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)                  ・ 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。                  ・ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。                  ・ 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。                  (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><b>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</b>                  ・ 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。                  ・ 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。                  ・ 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p><b>【中間サーバの運用における措置】</b>                  ・ 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体で合っても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> </ul>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【埼玉県における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務システム及び団体内統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は入退室管理カードにより入退室管理されており、監視カメラを設置している。</li> <li>・ 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</li> <li>・ 職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。</li> </ul> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・ 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【埼玉県における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</li> <li>・ ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</li> <li>・ コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行っている。</li> <li>・ OSには随時セキュリティパッチの適用を実施している。</li> </ul> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・ 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	納税者情報は、随時、必要に応じて本人確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・個人番号を取り扱うシステムは、専用パソコンにより、インターネットから分離されたネットワークで利用する。</p>	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		<p>【税務システムの運用における措置】 年に1回、物理的なセキュリティの確保、帳票、記録媒体、規定等の適切な管理、障害発生時の対応手順の整理など自己点検を行い、特定個人情報が適切に取り扱われていることを確認する。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		<p>【税務システムの運用における措置】 情報セキュリティポリシーに基づき、企画財政部 情報システム戦略課による内部監査を定期的実施している。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<p>【県としての措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。</li> <li>本評価書に示したリスクに対する措置について、事務処理手引きに記載している。</li> <li>本評価書に示したリスクに対する措置について、新任の職員に対する研修において解説するようにしている。</li> <li>職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取り組みの啓発や定着を図っている。</li> <li>違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>
3. その他のリスク対策		
<p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>		

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	埼玉県総務部税務課 税務システム担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048-830-2662
②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関または県政情報センターに提出する。
特記事項	—
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	税務システム
公表場所	県のホームページ <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html</a>
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	埼玉県総務部税務課 税務システム担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048-830-2662
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	埼玉県県民コメント制度に関する要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 県政情報センター及び各地域振興センター(事務所を含む。以下同じ。)における閲覧及び配布 (2) 県のホームページへの掲載 (3) 報道機関への発表
②実施日・期間	令和元年12月25日から令和2年1月24日まで
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年3月12日
②方法	情報セキュリティに関する学識経験者、個人情報の保護に関する学識経験者等の複数の有識者で構成される「埼玉県特定個人情報保護評価委員会」において点検を行った。
③結果	評価書に記載している内容について、適合性及び妥当性の観点から点検を行った結果、妥当であるとの意見を受けた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 団体内統合宛名システム ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。</li> <li>・ 業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。</li> <li>・ 業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。</li> <li>・ 業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。</li> <li>・ 機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。</li> <li>・ 業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。</li> <li>・ 業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。</li> <li>・ 業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。</li> <li>・ 機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。 (当該事務では情報照会を行うが、情報提供を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは情報提供が行えないように、アクセス制御を行っている。)</li> </ul>	事前	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 中間サーバー ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</li> <li>・ 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>・ 特定個人情報を副本として、維持・管理する。</li> <li>・ 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</li> <li>・ 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>・ 特定個人情報を副本として、維持・管理する。</li> <li>・ 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul> <p>(当該事務では情報照会を行うが、情報提供を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは団体内統合宛名システムにおいて情報提供が行えないように、アクセス制御を行っている。中間サーバーに対して情報提供を行えないようになっている。)</p>	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16	番号法第9条第1項 別表第一 項番16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番28(情報照会)	番号法第19条第7号 別表第二項番28 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条(情報照会)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第8号	事前	記載内容の見直し
平成29年3月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	飯塚 寛	坂本 泰孝	事後	人事異動

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	株式会社 KDDIエボルバ	事後	契約変更
平成29年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【埼玉県における措置】 ・ ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・ コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・ OSには随時セキュリティパッチの適用を実施している。	【埼玉県における措置】 ・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。 ・ ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・ コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・ OSには随時セキュリティパッチの適用を実施している。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 坂本 泰孝	課長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	契約変更
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ⑦再委託の許諾方法	—	承諾書による	事後	契約変更
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ⑦再委託事項	—	システム運用業務、システム管理業務及び支援準備業務の一部	事後	契約変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いのプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託していない	十分に行っている	事後	契約変更
令和2年3月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」	「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	※対象税目: 個人事業税、自動車税、自動車取得税、不動産取得税、軽油引取税、鉱区税、県たばこ税	※対象税目: 個人事業税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、不動産取得税、軽油引取税、鉱区税、県たばこ税	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	・ 国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	・ 国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。なお、平成31年4月にeLTAXの運営管理を地方税共同機構が引き継いだ。	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	自動車取得税及び自動車税に係る納税者	自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る納税者	事後	主務省令等の改正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	自動車取得税・自動車税のに関する県民からの問合せへの応答業務と、滞納者への催告業務の一部を委託しており、自動車取得税・自動車税の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する県民からの問合せへの応答業務と、滞納者への催告業務の一部を委託しており、自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	県税窓口における案内業務や税証明書発行などの受付業務を委託する。	県税窓口における案内業務や納税証明書発行などの受付業務を委託する。	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	県税窓口における案内業務や税証明書発行などの受付業務を委託しており、県税の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	県税窓口における案内業務や納税証明書発行などの受付業務を委託しており、県税の賦課、徴収の情報を確認するため、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	主務省令等の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	【埼玉県における措置】 ・ 特定個人情報は、庁内のサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 ・ 庁内のサーバ室への入退室はICカードとパスワードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・ バックアップは記憶媒体に行うとともに、遠隔地に準備したサーバ室に設置しているサーバにバックアップを行っている。 ・ 遠隔地のサーバ室への入退室はICカードにより、事務に関係する者のみに制限している。	【埼玉県における措置】 ・ 特定個人情報は、庁内のサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 ・ 庁内のサーバ室への入退室はICカードとパスワードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・ バックアップは記憶媒体に行うとともに、遠隔地に準備したサーバ室に設置しているサーバにバックアップを行っている。 ・ 遠隔地のサーバ室への入退室はICカードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・ 職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認している。	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③ 国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第8号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。	③ 国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項及び番号法第19条第9号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録	・ システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び操作ログの記録を行う。 ・ システムを操作したログを磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・ バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。	・ システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び操作ログの記録を行う。 ・ システムを操作したログをサーバーに記録し、定期的に担当者がログの分析・確認をしている。その結果は管理責任者へ報告している。 ・ バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・ 委託事業者を選定する際、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを条件にしているほか、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。	・ 委託事業者を選定する際、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを条件にしているほか、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 ・ 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行っている。	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>特定個人情報を含む全ての機密情報に対して以下のことを仕様書に定める情報セキュリティ特記事項上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務上知り得た機密情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。</li> <li>・ 承諾を得てその取り扱う機密情報を第三者に提供する場合において、協議の上、その取り扱う機密情報の提供を受ける者に対し、提供に係る機密情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の機密情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。</li> <li>・ 取り扱う機密情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機密情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	<p>特定個人情報を含む全ての機密情報に対して以下のことを仕様書に定める情報セキュリティ特記事項上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務上知り得た機密情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。</li> <li>・ 承諾を得てその取り扱う機密情報を第三者に提供する場合において、協議の上、その取り扱う機密情報の提供を受ける者に対し、提供に係る機密情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の機密情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。</li> <li>・ 取り扱う機密情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機密情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・ 特定個人情報を含む機密情報の取扱状況について、発注者が必要に応じて報告を求め、実地に調査を行えることとしている。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	<p>国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p>	事後	主務省令等の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 ・ 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	【埼玉県における措置】 ・ 税務システム及び団体内統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は入退室管理カードにより入退室管理されており、監視カメラを設置している。 ・ 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。	【埼玉県における措置】 ・ 税務システム及び団体内統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は入退室管理カードにより入退室管理されており、監視カメラを設置している。 ・ 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・ 職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	V 開示請求、問合せ 1. 個人情報ファイル簿の公表 公表場所	<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/kj-f-zeimu.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/kj-f-zeimu.html</a>	<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html</a>	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	(別添1)事務内容		一部削除、変更	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・ 税務システムには、税務に関係ない情報を保有しない。 ・ 職員はユーザIDによるユーザ認証により担当の税目以外の情報を参照できない。	・ 税務システムには、税務に関係ない情報を保有しない。 ・ 職員はユーザIDによるユーザ認証により担当の税目以外の情報を参照できない。 ・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・ 職員に対しては、セキュリティに関する研修を行っていく。</li> <li>・ 委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>・ 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・ 職員に対しては、セキュリティに関する研修を行っていく。</li> <li>・ 委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>・ 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> <li>・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。</li> <li>・ 所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</li> <li>・ 委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>・ 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。</li> <li>・ 所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</li> <li>・ 委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>・ 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> <li>・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</li> <li>・ 税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者 具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。</li> <li>委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。</li> <li>委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。</li> <li>誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。</li> <li>税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>税務システムでは、通常はマスキング機能により個人番号(マイナンバー)を表示させていない。個人番号(マイナンバー)を利用する場合は、その都度利用申請し、許可を受けたうえで利用している。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特例個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 KDDIエボルバ	日本テレマーケティング株式会社	事後	契約変更
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・ 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> <li>・ 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	事後	対策強化 ・ リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年3月30日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報照会機能により、情報提供ネットワークに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と、照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・ 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規程内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・ 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年3月30日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・ 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・ 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年12月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表第一 項番16	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番28 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条(情報照会)	番号法第19条第8号 別表第二項番28(情報照会)	事後	番号法の改正及び 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	日本テレマーケティング株式会社	日本トータルテレマーケティング株式会社	事後	脱字の修正
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	番号法の改正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>・ 代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	<p>・ 代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	事後	誤字修正
令和3年12月27日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3： 入手した特定個人情報不正確であるリスク</p> <p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>・ 本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。</p>	<p>・ 本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。</p>	事後	誤字修正
令和3年12月27日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人上納の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	<p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	事後	誤字修正
令和3年12月27日	<p>IV その他のリスク対策</p> <p>1. 監査</p> <p>② 監査</p> <p>具体的な内容</p>	<p>【税務システムの運用における指直】 情報セキュリティポリシーに基づき、企画財政部情報システム課による内部監査を定期的実施している。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>【税務システムの運用における指直】 情報セキュリティポリシーに基づき、企画財政部情報システム戦略課による内部監査を定期的実施している。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	課名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	県のホームページ <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html</a>	県のホームページ <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/kj-f-zeimu.html</a>	事後	